



広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月12日

山形県後期高齢者医療広域連合長

市川昭男

山形県後期高齢者医療広域連合規則第1号

広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則の一部を改正する規則

広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則(平成21年形広連規則第3号)の一部を次のように改正する。

「第1順位 副広域連合長 安部 三十郎」を「第1順位 副広域連合長 遠藤 直幸」、「第2順位 副広域連合長 安部 三十郎」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。